

契約履行実績による契約保証金の減免（免除）について（物品・業務委託等）

五島市と契約を結ぶ場合は、契約金額（消費税含む。）の100分の10以上（注1）の契約保証金の納付が必要ですが、五島市財務規則（以下「規則」という。）第93条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の納付を減免（免除）する場合があります。

（※1）契約保証金とは、契約者（受注者）の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保です。

契約履行実績による契約保証金免除の取扱いについては、規則第1項第3号で規定していますが、規則第86条で定める額（※2）を超える契約予定金額を対象とし、建設工事（修繕含む。）は、同号の適用はしないため、当該取扱いについては、業務委託（コンサル業務、その他の業務）及び物品の契約保証金免除について定めるものとします。

（※2）末尾表参照

1 契約保証金減免（免除）の取扱いについて

契約履行実績による契約保証金免除の承認・適用にあたっては、次に掲げる条件を全て満たす必要があります。

＜五島市財務規則第93条第3号（抜粋）＞

地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（1）「国、地方公共団体」とは、国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）とします。

（2）「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、「種類をほぼ同じくする契約」、「規模をほぼ同じくする契約」については、「種類」を次のとおり4種類に区分するものとし、当該契約金額（税込み）（以下「基準額」という。）と同規模の範囲の履行実績等により契約保証金減免の適否を判断します。

なお、どの種類に該当するかは、規則第86条に規定している下表を参考に判断します。

種類		同規模の範囲
(i)	製造の請負	基準額の100分の70以上のもの
(ii)	財産の買入れ	基準額の100分の70以上のもの
(iii)	物件の借入れ	基準額の100分の70以上のもの
(iv)	(i)(ii)(iii)に掲げるもの以外の契約	基準額の100分の70以上のもの

（注1）基準額とは、契約保証金を計算したり、免除したりする際に基準とする金額をいう。

（注2）当該契約の履行実績等について、物品等の種類は問わない。

（注3）単価契約の場合の基準額は、契約単価に予定数量を乗じた額の合計（税込み）を基準額として判断する。

（注4）複数年（長期継続）契約の場合の基準額は、執行予定額を1年（12月）当たりの金額に換算した金額を基準額として判断する。なお、契約日時点で履行中であっても、過去2年間（2（4）に定義する期間）に1年以上の履行が確認できる場合は、1年ごとにその期間を履行実績とすることができるものとする。

（注5）債務負担行為、継続費による場合は、契約金額満額を基準額とする。（1年当たりの額には換算しない。）

(3) 「数回以上」とは、2回（件）以上必要とします。

(4) 「過去2年間に・・・契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とは、当該契約の締結日（契約日）の前日から前々年度（当該年度、前年度、前々年度）までの間において、履行が完了している契約（「履行期間の末日（竣工日）」が属している契約）を対象とします。

2 減免（免除）する場合の提出書類等

契約履行実績による契約保証金の納付の減免（免除）の適用を受ける者は、1に記載の履行実績を契約締結前までに契約担当課で審査を受ける必要があります。

(1) 1に記載の要件を満たす五島市との契約履行実績がある場合は、契約担当課に確認をしてください。

(2) 1に記載する要件を満たす国又は地方公共団体等との実績がある場合は、下記①②又は①③を契約担当課に提出して審査を受けてください。

①契約保証金納付免除申請書（別紙様式1）

②契約実績を証明する書類（次のいずれかのもの）

○契約書の写し

○業務完了確認通知書

○検査（検収）調書

○テクリス（業務実績情報システム）の竣工（完了）登録データ

○その他履行を確認できる書類

③契約履行実績証明書（写し可）（別紙様式2）【履行実績のある契約相手方（発注者）による証明】

3. 適用年月日

令和5年7月1日以降の契約締結する案件から適用する。

<参考：五島市財務規則第86条（抜粋）> ※令和7年4月1日改正

契約の種類	予定価格(税込み)
(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

【問合せ先】

五島市総務企画部財政課契約管財班

TEL 0959-72-6111（内線275）

(別紙様式1)

契約保証金免除申請書

年 月 日

(宛先) 五島市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

五島市が発注する当該契約の契約保証金の納付の免除を受けたいので、下記のとおり工事等の実績に必要な書類を添えて申請します。

契約の相手方	契約名	契約金額 (千円)	契約期間 (履行期間)	履行内容	
			令和 年 月 日 ～令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～令和 年 月 日		

【記載要領】

- 1 対象となる契約実績は、契約の相手方が国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約を締結しようとする日（契約日）の前日から前々年度（当該年度、前年度、前々年度）までの間において、2件以上の種類及び規模が同程度の実績で、履行が完了している契約（「履行期間の末日（竣工日）」が属している契約）のものです。
- 2 実績を証明するもの（契約書の写し、業務完了確認通知書、検査（検収）調書、コリンズ（工事实績情報システム）、テクリス（業務実績情報システム）の竣工（完了）登録データ等）を必ず添付してください。
- 3 教育委員会等の外局の権限に属する契約にあっては、各々の契約担任者と読み替えるものとする。

(別紙様式2)

契約履行実績証明書

(発注者)

様

(受注者)
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

契約名	契約金額(円)	契約年月日	契約期間 (履行期間)	履行場所 (市町村名)	履行内容
		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (令和 年 月 日 ～令和 年 月 日)		

上記契約を履行したことを証明します。

年 月 日

発注者（証明者）

印